様式第46号（第38条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

藤崎町長

特定子ども・子育て支援施設等確認取消（停止）通知書

子ども・子育て支援法第５８条の１０第１項の規定により、次のとおり確認の取消し（停止）をしたので通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施　設　・　事　業　所 | 名　　称 | |  |
| 種　　類 | | □ 認定こども園　　　□ 幼稚園　　　　□ 特別支援学校幼稚部  □ 認可外保育施設  □ 預かり保育事業（在園児を対象）  □ 一時預かり事業（在園児以外を対象）  □ 病児保育事業  □ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） |
| 所　在　地  ・連絡先 | | （郵便番号　　　－　　　　）  ＴＥＬ　　　　（　　　） |
| 設　　置　　者 | 名　　称 | |  |
| 主たる事業所  の所在地  ・連絡先 | | （郵便番号　　　－　　　　）  ＴＥＬ　　　　（　　　） |
| 取消（停止）理由 | | |  |
| 取消年月日 | | | 年　　月　　日 |
| 停　止 | | 内　　容 |  |
| 期　　間 | 年　　月　　日　～　　　　　　年　　月　　日 |

教　示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、藤崎町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　また、前記の審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、藤崎町を被告として（訴訟において藤崎町を代表する者は、藤崎町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。